（様式第17号）

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

　長野県警察本部長　殿

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 住所又は居所 |  |
| 〒 | ℡　　　（　　　） |

　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

１　訂正を請求する保有個人情報等

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号：　　　　　　　日付：　　　年　月　日開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）（理由） |

２　本人確認等

|  |
| --- |
| ア　訂正請求者　　□　本人　　□　法定代理人　　□　任意代理人 |
| イ　請求者本人確認書類　　□　運転免許証　　□　健康保険被保険者証□　個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）□　在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）　　※　請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写しを添付してください。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）(ｱ) 本人の状況　□　未成年者（　　年　月　日生）　□　成年被後見人□　任意代理人委任者(ｲ) (ｳ) 本人の住所又は居所 |
| エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　　□　戸籍謄本　□　登記事項証明書　□　その他（　　　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　　□　委任状　□　その他（　　　　　　） |

|  |
| --- |
| （備考）※　この欄は記入しないでください。 |

【説明：保有個人情報訂正請求書】

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合は、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

　　３の①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第１項第２号）

４　「訂正請求の趣旨及び理由」

⑴　訂正請求の趣旨

　　　どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

⑵　訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付して提出してください。

５　訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

６　本人確認書類等

⑴　来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、長野県警察本部警務部広報相談課（担当：情報公開・文書管理係／電話：026－233－0110）に相談してください。

（注）　住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

⑵　送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合は、⑴の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

⑶　代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

　　ア　法定代理人による訂正請求

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

イ　任意代理人による訂正請求

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合は、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。